

資料 3 - 4

福島県廃棄物処理計画（素案）に対する意見と対応

No.	資料	該当頁	意見等	意見等への対応	委員	担当課
1	資料3-2	p4	成案に至る段階でデザインされると思いますが、図解が全般に難しく一般県民には意味が伝わりません。ポイントを突いたビジュアルなグラフィックスが多用されることを期待します。	御意見を踏まえ、できるだけわかりやすい図表となるよう表現等を工夫いたします。	小野委員	一般廃棄物課 産業廃棄物課
2	資料3-2	p11	品目別の資源化量（率？）の推移で全国平均と比べ、ガラス類、紙類かなり落ち込んでいる理由は何と考えていますか。	本県において、商業施設等による資源回収の取組が増加していることから、この影響が大きいのではないかと考えています。	河津委員	一般廃棄物課
3	資料3-2	p12	また、改めてデータを拝見すると、リサイクル率が令和元年度12.7%で、旧計画の令和3年度リサイクル率目標が21%であるのに対し、かなり低い数字です。リサイクル率が目標を超えている自治体は三春町、磐梯町、檜枝岐村、いわき市の4地域のみであり、この自治体の資源分別回収の方法が他の自治体とどう違うのかなど、考察があってもいいのではないかでしょう。 なお、人口が多いがリサイクル率は低い福島市、郡山市、会津若松市などには分別回収の徹底を推奨し、人口の少ない自治体の場合はリサイクル拠点に住民に持参してもらう方法など、地域特性に応じた推奨をすることも検討いただいてはいかがでしょうか。	リサイクル率が目標を超えている市町村で取り組んでいる生ごみや焼却灰のリサイクルなどの優良事例を率先して導入すること及び地域特性を踏まえた取組を行うことについて、計画に記載いたします。 なお、市町村毎の具体的な優良事例や地域毎の取組の共有等については、今後の事業の中で実施いたします。	崎田委員	一般廃棄物課

No.	資料	該当頁	意見等	意見等への対応	委員	担当課
4	資料3-2	p15	前回、一般廃棄物の県民一人当たり排出量が全国46位という状況に驚き、県内の市町村に警鐘を鳴らす方法として、家庭ごみ有料化実施自治体と未実施自治体の排出量の差の見える化など、提案いたしました。今回、一人1日ごみ排出量の平均が有料化実施自治体と未実施自治体で300gも違う状況など丁寧に記載していただき、状況を可視化できたと考えております。	一	崎田委員	一般廃棄物課
5	資料3-2	p20 p26	商業施設等で行われている資源回収が把握されていないとのことですが、都市部では子供会などの団体回収より盛んになっていると思われますが、どの程度と考えていますか。また、商業施設等による回収も、むしろ積極的に活用した方が、リサイクル率は上がるのではないかでしょうか。	令和元年度の集団回収量は資源化量全体の約20%となっています。 リサイクル率は、市町村による回収量のみを基に算出しているため、仮に家庭のリサイクル量が一定の場合に商業施設等の回収量が増加すると、リサイクル率は低下するという関係にあります。	河津委員	一般廃棄物課
6	資料3-2	p57	生活排水処理に関し、汚水処理人口普及率の令和元年度実績、令和12年度目標値など水環境保全基本計画他の計画と整合性がとれていないと思われますので、確認をお願いします。	目標値を誤って記載しましたので、正しい値に修正します。	河津委員	一般廃棄物課

No.	資料	該当頁	意見等	意見等への対応	委員	担当課
7	資料3-2	p24	プラスチック資源循環に関する新法が来年4月1日施行予定で政省令の検討が進んでいます。プラスチック使用製品の環境配慮設計、使い捨てプラスチックの仕様の合理化、分別回収など県として推奨していただいており、記載が強化されており、歓迎します。	—	崎田委員	一般廃棄物課
8	資料3-2	p24～p28	3 目標実現のための施策 (1) ごみ処理に関する施策には、多くの取組みが示されています。ごみ処理事業は市町村の業務なので、市町村と連携しながら効率的効果的に進めていくことが基本的には大事だと思います。県独自に行っていく取組み、市町村を支援し促していく取組み、などの区別がわからない内容記載が少なからずあるようにも思いますので、具体的にどのように行うのか、という観点も含めて、全体的に精査していただければと思います。	御指摘いただいた点について、わかりやすい内容となるよう整理して記載いたします。	大迫委員	一般廃棄物課
9	資料3-2	p25	「食品ロス削減推進法」が2019年に制定されており、県の「食品ロス削減推進計画」をぜひ早期に制定し、人口の多い市などにも策定を推奨していただき、2030年に2000年比食品ロス半減の目標を実現していただきたいと願っています。	「福島県食品ロス削減推進計画（仮称）」の年度内策定に向けて作業を進めてまいります。	崎田委員	一般廃棄物課

No.	資料	該当頁	意見等	意見等への対応	委員	担当課
10	資料3-2	p8 p10 p14	ごみ排出量が全国最低水準にあることを県民に分かりやすく伝えるには、▼グラフの中に全国順位まで明示する▼全国平均を1日当たり117グラム上回るということは、年間42キロも多く排出していることや、これを紙くずにしたらどのぐらいの体積になるかなどを数字、絵で示す▼リサイクル率が低いため全国平均と比べても「年間これだけの量の資源を県民は捨ててしまった」というようなアピールをする(P10) ▼ごみ処理費用の増加で年間283億円も要していることを大見出しに取るか、グラフに吹き出しイラストをつけて特記し、県民の目につきやすくなるなど、見せ方を工夫してはいかがでしょう。	御意見の視点も踏まえ、わかりやすい図表となるよう工夫いたします。	小野委員	一般廃棄物課
11	資料3-2	p26	民間事業者による資源回収において、最近商業施設での古紙やペットボトルの店頭回収が増えてきました。市町村を介さないこのリサイクルは、県が統計をとっている一般廃棄物のリサイクル率への影響はあるのでしょうか。	リサイクル率は、市町村による回収量のみを基に算出しているため、仮に家庭のリサイクル量が一定の場合に商業施設等の回収量が増加すると、リサイクル率は低下するという関係にあります。	高橋委員	一般廃棄物課

No.	資料	該当頁	意見等	意見等への対応	委員	担当課
12	資料3-2	p25	市町村が回収している古紙や金属等のリサイクル物の持ち去り事案に対する防止対策等について、実施または検討されていることがあれば御教示ください。	本県内では、市町村毎に必要に応じ集積所のパートナーロールや広報などの対策に取り組んでおります。	高橋委員	一般廃棄物課
13	資料3-2	p45	産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進項目として、多量排出事業者等に対する指導が挙げられています。県内の多量排出事業者（年間千トン以上排出）が排出している産業廃棄物排出量は何トンでしょうか。県内の排出量の何パーセントを占めているのでしょうか。	令和元年度の県内の多量排出事業者の産業廃棄物排出量は、586.6万トンとなっており、県内の総排出量772.2万トンのうち、約76%を占めています。	高橋委員	産業廃棄物課
14	資料3-2	p45	県条例等において、多量排出事業者には処理計画策定や報告を義務付けています。しかし、多量排出事業者以外にはその事務ではなく、条例において産業廃棄物管理責任者を設置することにとどまり、県への届け出義務はありません。この責任者は、産業廃棄物の排出抑制・減量化・再資源化を推進する核となる人材であり、この責任者の意識、知識の向上が所期の目的に直結することになります。産業廃棄物管理責任者の具体的な育成はどのようにお考えでしょうか。	<p>産業廃棄物の適正処理等の促進については、平成15年3月に制定した「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」の中に、本県独自の規定として、各排出事業者毎に産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行っていただくために産業廃棄物処理責任者の設置制度を設けました。</p> <p>その後、平成18年度からは、この産業廃棄物処理責任者を含む排出事業者等を対象とする「産業廃棄物処理実務担当者研修会」等を実施してきたところです。</p> <p>今後は、この研修会の内容を更に充実させ、排出事業者等の適正処理等に関する知識の向上等に取り組んでまいります。</p>	高橋委員	産業廃棄物課

No.	資料	該当頁	意見等	意見等への対応	委員	担当課
15	資料3-2	p45	産業廃棄物の排出事業者の責任を更に高めていくためには、条例で定めた産業廃棄物管理責任者を届け出る制度への変更も必要だと考えますが、いかがでしょうか。	産業廃棄物管理責任者については、条例により設置が義務付けられていることを排出事業者関係団体等を通じて周知するとともに、立入調査時に設置状況等を確認するなど、産業廃棄物管理責任者の責務が確実に果たされるよう指導してまいります。	高橋委員	産業廃棄物課
16	資料3-2	p55	進行管理の方法P D C Aが記載されていますが、この管理をする責任体制（組織）等があれば記載願います。 可能であれば進行管理体制があった方が良いと考えます。	府内関係部局で構成する連絡調整会議により進行管理を行うことについて、記載いたします。	渡邊委員	一般廃棄物課 産業廃棄物課
17	資料3-2	p57	指標と目標については、他の計画と整合をとってはいかがでしょうか。	他の計画との整合を確認し、わかりやすく表記いたします。	河津委員	一般廃棄物課 産業廃棄物課